

学校いじめ防止基本方針

軽米町立軽米小学校

R2.4.18 現在

PTA 総会用

I いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、年3回の児童アンケートと年4回の教育相談を実施し、その実態に基づいた指導を行う。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「いじめ防止」や「あいさつ」「ことば遣い」等の月別目標による取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組

3 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針及び防止の取組について、校報や学校通信等に掲載するなどして協力を呼び掛ける。（今年度は、校報で実施）
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。（今年度は、合同役員会で実施）
- (3) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (4) 学級活動等で、いじめについて考えるにあたり、必要に応じて保護者に協力を依頼する。
- (5) 通信等でいじめの問題についての啓発を行う。
- (6) 教育振興運動を通じて、保護者に地域住民へいじめ防止を啓発する。

4 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修等 年2回（6月、12月）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年3回（6月、9月、2月）

II いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。

- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、課外活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、課外活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
(PTA 役員会、学年 PTA、面談、学校評議員会、スポ少 等)

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年3回（6月、9月、10月）
- (2) 保護者を対象とした面談等 年4回（4月、7月、12月、1月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回（6月、9月、10月、2月）・隨時

III その他

- ・「いじめ」を許さない風土の醸成
- ・ネットいじめの未然防止の取組
- ・学校と家庭、地域や関係機関との定期的な情報交換と日常的な連携